

技術上の基準に対応する事項 (コンビ貝I)

規則	項目	対応事項	該当の有無	資料名 資料番号 (図面番号)
コンビ貝 5条				
第1項 製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準 (特定液化石油ガススタンド、天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)				
1号	境界線・警戒標 (事業所)			
2号 3号	保安距離 (可燃性ガスの製造施設)	50m又は $X = (\text{係数})^3 \sqrt{K \cdot W} =$ m (保安物件 () までの距離 : m)		
4号	保有すべき距離 (毒性ガスの製造施設)			
イ	・事業所境界線までの距離	20m以上 (事業所境界線までの距離 : m)		
ロ	・保安距離	距離L = m (保安物件 () までの距離 : m)		
5号	保安距離 (その他のガスの製造施設)	50m以上 (保安物件 () までの距離 : m)		
6号	保安距離 (告示で定める小規模設備等)	第1種設備距離 = m (第1種保安物件 () までの距離 : m) 第2種設備距離 = m (第2種保安物件 () までの距離 : m)		
7号	保安のための宿直施設に対する保安距離	第2種設備距離 = m (宿直施設までの距離 : m)		
8号	境界線までの距離 (可燃性ガス、毒性ガスの製造設備)	20m以上 (境界線 (隣接する事業所に対するもの) までの距離 : m)		
9号	保安区画	保安区画面積 (2万㎡以下) : ㎡		
10号	区画内の高圧ガス設備の基準			
イ	・隣接する保安区画内の高圧ガス設備に対する距離	30m以上 (隣接する保安区画内の高圧ガス設備に対する距離 : m)		
ロ	・燃焼熱量の数値	2.57MJ以下 (燃焼熱量の数値 = $KW \times 4.18606 \times 103 =$)		
11号	設備間距離 (可燃性ガスの高圧ガス設備)	可燃性ガスの高圧ガス設備 : 5m以上、酸素の高圧ガス設備 : 10m以上、 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備 : 6m以上 (の高圧ガス設備までの距離 : m)		
12号	可燃性ガス貯槽 (50.2GJ以上) と高圧ガス設備等との距離	30m以上 (設備との距離 : m)		
13号	貯槽間距離 (可燃性ガス : 貯蔵能力300m ³ 又は 3000kg以上)	1m又は最大直径の和の1/4以上 (貯槽と 貯槽の距離 : m)		
14号	火気取扱施設との距離 (可燃性ガス、特定不活性ガスの製造設備)	8m以上 (までの距離 : m) 流動防止措置等 :		

規 則	項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
コンド則 5条				
15号	気密な構造（可燃性ガス、毒性 ガス、酸素のガス設備）	機器等一覧表のとおり。		
16号	ガス設備の材料			
17号 18号	耐圧・気密試験（高圧ガス設備 ）			
19号	十分な強度（高圧ガス設備）	強度計算書のとおり。		
20号	温度計、常用温度の範囲内に戻 す措置（高圧ガス設備）	温度計一覧表のとおり。		
21号	圧力計、安全装置（高圧ガス設 備）	圧力計一覧表、安全弁・破裂板・逃し弁一覧表のとおり。		
22号	安全弁等放出管開口部の位置			
23号	高圧ガス設備の基礎			
24号	地震の影響に対して安全な構造 （塔槽類・配管・支持構造物・ 基礎）			
25号	内部反応監視装置（特殊反応設 備）			
26号	危険な状態となることを防止す る措置（特殊反応設備）			
27号	速やかに遮断する措置（可燃性 ガス、毒性ガス、酸素の特殊反 応設備等）			
28号	緊急かつ安全に移送・処理する 措置（可燃性ガス、毒性ガスの 特殊反応設備等）			
29号	可燃性ガス、特定不活性ガス貯槽 の識別措置			
31号	温度上昇防止措置 （可燃性ガス、毒性ガスの貯槽）			
32号	耐熱及び冷却上有効な措置（特 定液化石油ガスの貯槽及び支 柱）			
33号	液面計（液化ガス貯槽） 破損時の漏えい防止措置（可燃 性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス）			

規 則	項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
コビ則 5条				
34号	負圧防止措置（可燃性ガス低温貯槽）			
35号	液化ガス貯槽の流出防止措置 （可燃性ガス:500トン、毒性ガス: 5トン、酸素:1000トン以上）			
36号	防液堤の内外面における設備等 の設置制限			
37号	特定LPG貯槽の地盤面下設置			
38号	特定LPG埋設貯槽の構造			
イ	・貯槽室の構造			
ロ	・貯槽頂部の位置			
ハ	・隣接貯槽との間隔			
39号	一部埋設特定LPG貯槽の腐食 防止措置			
40号	不活性ガスによる置換等 （アルシン等の製造設備）			
41号	配管等の接合方法（毒性ガスの ガス設備）			
42号	配管の二重管等（アルシン等、 その他一部の毒性ガス）			
43号	貯槽に取り付けた配管に設ける バルブ（可燃性ガス、毒性ガ ス、酸素の貯槽）			
44号	速やかに遮断する措置（可燃性 ガス、毒性ガス、酸素の液化ガ ス貯槽）			
45号	バルブ等の操作に係る措置			
46号	除害措置（アルシン等、その他 一部の毒性ガス）			
47号	静電気除去措置 （可燃性ガス、特定不活性ガスの 製造設備）			
48号	電気設備の防爆性能 （可燃性ガスの高圧ガス設備）			
49号	インターロック機構（可燃性、 毒性ガスの製造設備、計装回 路）			

規 則	項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
107 5条				
50号	停電等に対する措置（自動制御装置、保安確保に必要な設備）			
51号	製造設備を設置する室の滞留しない構造（可燃性ガス、特定不活性ガス）			
52号	識別措置・危険標識（毒性ガスの製造施設）			
53号	ガス漏えい検知警報設備（可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガスの製造施設）			
54号	防消火設備（可燃性ガス、毒性ガス、酸素の製造施設）			
54号 の2	消火設備（特定不活性ガスの製造施設）			
55号	ベントスタックの高さ、位置及びガスの放出方法			
56号	フレアースタックの高さ、位置、燃焼能力及び構造			
58号	容器破裂防止措置（アセチレンの充填場等）			
58号 の2	車両に固定した容器等破裂防止措置（三フッ化窒素の充填場等）			
59号 60号	障壁の設置（アセチレン、10MPa以上の圧縮ガスの充填場所等と圧縮機の間）			
61号	計器室の基準（可燃性ガスの製造設備）			
イ	・安全な位置に設置			
ロ	・安全な構造			
ハ	・侵入防止措置（アセチレン等）			
62号	保安用不活性ガス等の保有（可燃性ガス、毒性ガス、酸素の事業所）			
イ	・必要な数量及び圧力の窒素等			
ロ	・必要な数量の水			
63号	通報のための措置（事業所）			
64号	貯槽の沈下状況測定及び措置			
64号 の2	液化石油ガス岩盤貯槽の措置			

規 則	項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
コ ン ビ 則 5 条				
65号	容器置場・充填容器等の基準			
イ	・容器置場の明示・警戒標			
ロ	・容器置場は二階建以下 (可燃性ガス、酸素気体、一階)			
ハ	・置場距離 (毒性ガス)	置場距離＝ m (保安物件 () までの距離： m)		
ニ ホ	・置場距離 (毒性ガス以外) ・障壁の設置	第1種置場距離＝ m (第1種保安物件 () までの距離： m) 第2種置場距離＝ m (第2種保安物件 () までの距離： m)		
ハ	・充填容器の直射日光を遮る ための措置 (可燃性ガス、酸素)			
ト	・滞留しない構造 (可燃性ガス、特定不活性ガス)			
チ	・自然発火に対して安全な措置 (シアン、ホスフィン、モリブデン)			
リ	・除害措置 (アルシン等、その他一部の毒性ガス)			
ヌ	・二階建容器置場の構造			
ル	・消火設備 (可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素)			

規則	項目	対応事項	該当の有無	資料名 資料番号 (図面番号)
コンビ則 5条				
第2項 製造方法の技術上の基準（特定液化石油スタンド、天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）				
1号	製造の基準			
イ	・安全弁等の止め弁の全開			
ロ	・空気液化分離装置の炭化水素の量による運転中止等の措置			
ハ	・圧縮の基準			
ニ	・希釈剤の添加（アセチレン）			
ホ	・空気圧縮機を利用したアキュムレータ設備の空気と石油類等の混在しない措置			
ヘ	・バルブの開閉（三フッ化窒素）			
2号	製造の基準（充填）			
イ	・貯槽への液化ガスの充填			
ロ	・継ぎ目なし容器への充填時の音響検査			
ハ	・車両の固定			
ニ	・特定LPGの製造設備と容器の接続部分の措置			
ホ	・アセチレン充填時の措置			
ハ	・酸化エチレン充填時の措置			
ト	・酸素、三フッ化窒素充填時の措置			
チ	・三フッ化窒素充填時の場所			
リ	・加熱の方法			
ヌ	・再充填禁止容器への充填			
ル	・一般複合容器等への充填			
ヲ	・国際相互承認容器等への充填			
リ	・容器破損防止措置 (圧縮水素運用自動車用容器)			
3号	充填の基準			
イ	・アセチレンの充填			
ロ	・シアン化水素の充填			
ハ	・シアン化水素の充填容器への措置			
ニ	・酸化エチレン貯槽の措置			
ホ	・酸化エチレンの充填容器への措置			
ハ	・液化石油ガス充填時の措置			
4号	エアゾールの製造の基準			
イ	・毒性ガスの使用禁止			
ロ	・人体使用の可燃性ガス禁止			
ハ	・材料制限、耐圧性能等			
ニ	・引火物等の制限			
ホ	・防火上有効な措置			
ハ	・作業に必要な物以外の設置制限			
ト	・内圧、充填量の制限			
チ	・容器転倒時の転倒台の使用			
リ	・気密性能			
ヌ	・注意事項の明示			
5号	製造施設の点検・異常確認時の措置			

規 則	項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
コビ則 5条				
6号	ガス設備の修理又は清掃等			
イ	・作業計画、作業責任者			
ロ	・ガス設備の修理時の危険防止措置（可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素）			
ハ	・ガス設備開放時の危険防止措置			
ニ	・漏えい防止措置			
ホ	・ガス設備の作動確認			
7号	バルブに過大な力を加えない措置			
8号	容器置場及び充填容器等の基			
イ	・充填容器、残ガス容器の区分貯蔵			
ロ	・可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素 液化石油ガスの区分貯蔵			
ハ	・計量器等以外の設置制限			
ニ	・火気等の禁止 （不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）、空気を除く）			
ホ	・温度40℃以下に保つ措置			
ハ	・温度65℃以下に保つ措置 （圧縮水素運送自動車用容器）			
ト	・転落、転倒、バルブの損傷防止措置			
チ	・置場への携帯電灯以外の持込禁止（可燃性ガス）			